

鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)の概要(平成29年度修正)について

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

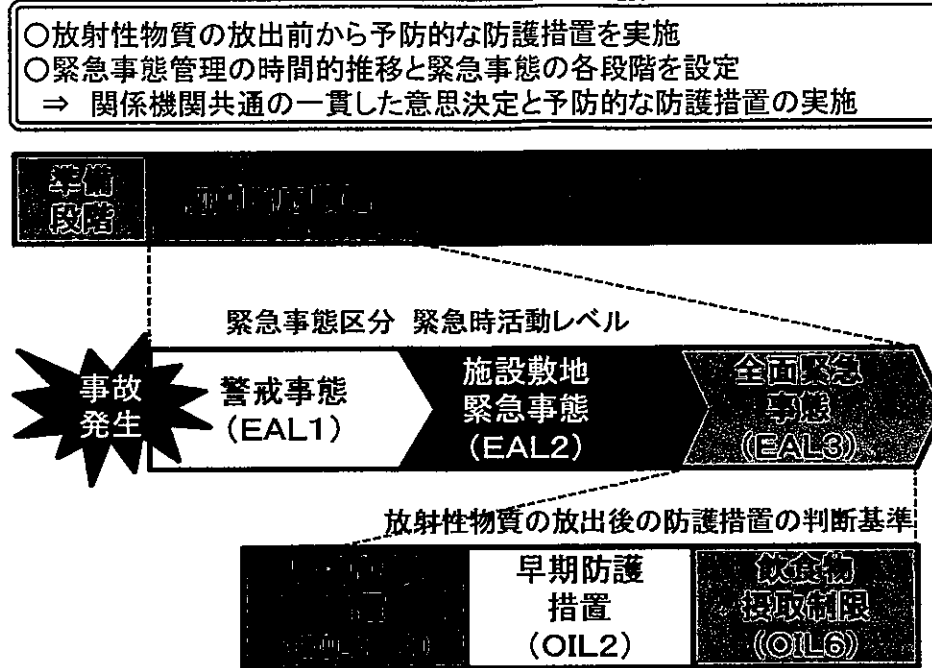
概要

- 災害対策基本法に加え、原子力災害対策特別措置法に基づき作成
- 一貫した原子力災害対策を行うため、原子力規制委員会の定める「原子力災害対策指針」を遵守し、国や指定地方公共機関等の防災計画との緊密な連携

地域防災計画(原子力災害対策編)これまでの修正の経緯

- <平成13年 策定>
 - 平成12年の東海村JCO臨界事故を受けて策定
 - ※鳥根原子力発電所対応については、EPZ外であるが策定
- <平成24年 全面修正(平成25年3月18日)>
 - 平成23年の福島第一原子力発電所事故を踏まえた抜本的な見直し
 - 原子力災害特別措置法及び同法施行令が改正
 - 原子力災害対策指針の改定(法定化)
 - 鳥根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の内容を踏まえた見直し
- <平成25年 一部修正(平成26年3月26日)>
 - 緊急事態区分(EAL)の設定
 - 緊急時モニタリング体制の見直し
 - 運用上の介入レベル(OIL)の設定
 - 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備
 - 輸送手段の複層化及び輸送手段の配分
- <平成27年 一部修正(平成27年8月24日)>
 - 原子力防災施設・資機材に係る整備(緊急事態対処センター等の整備)
 - 原子力安全顧問の設置
 - UPZ外における防護措置の規定の追加

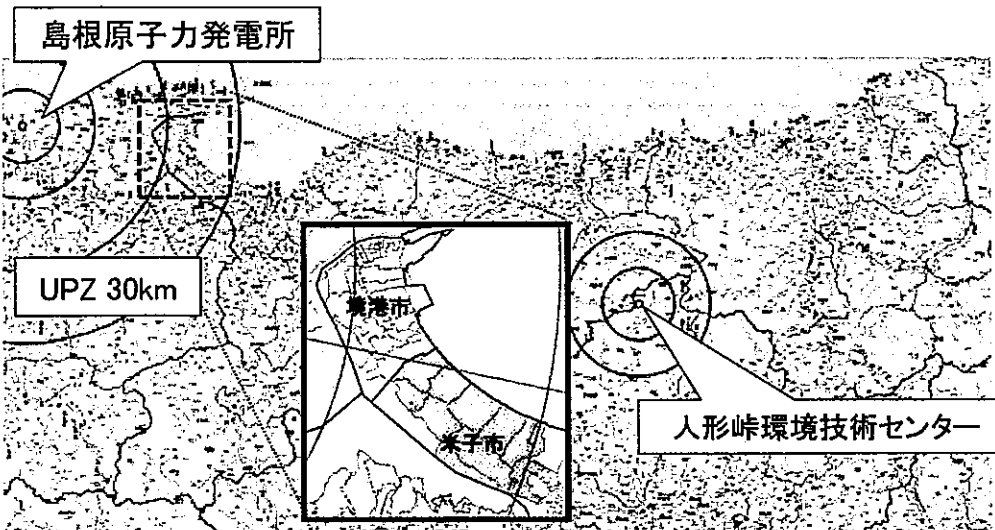
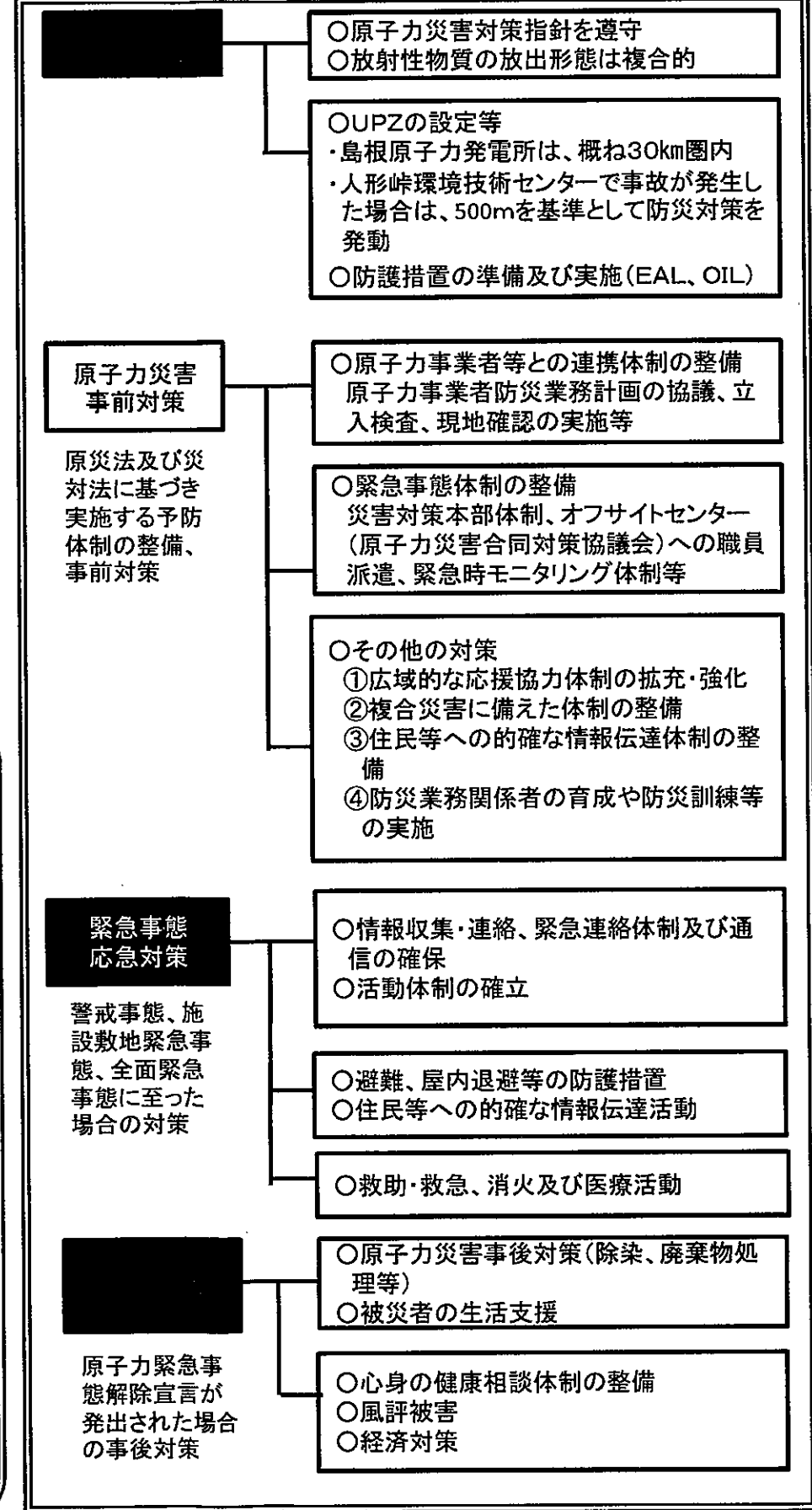
防護措置のタイムライン(時系列)



鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正ポイント

- 1 原子力防災施設・資機材の整備を通じた体制の充実**
 - モニタリング体制の強化(原子力環境センターの整備等)
 - 安定ヨウ素剤のUPZ内の希望者への事前配付の実施を追加
 - バス等乗務員用の防護資機材整備及び乗務員への研修の実施を追加
 - フッ化水素検知器の整備に伴う人形峠環境技術センターでのフッ化水素対応を追加
- 2 原子力防災訓練等を通じた見直し**
 - 避難オペレーション支援システムの整備による迅速な避難用車両の配車等を追加
 - 原子力防災アプリによる情報伝達(空間放射線量、避難所等)を追加
 - 避難退域時検査用資機材の標準化及びシステム化による迅速な検査体制の構築を追加
 - 小型無人飛行機(ドローン)による情報収集を追加
- 3 防災体制の強化**
 - 放射線防護対策施設等での食糧、燃料等の備蓄及び不足する場合の補給
 - 中国5県バス、ハイヤータクシー協会との協定に基づく避難車両の確保等を明記
- 4 国の制度見直し等の反映**
 - 原子力災害対策指針の修正(原子力災害医療体制の見直し、人形峠環境技術センターの緊急事態区分等の見直し)
 - 鳥根原子力発電所1号機の廃止措置作業における安全確保を追加
 - 人形峠環境技術センターの原子力災害対策重点区域等に係る見直し

緊急事態対応



2. 原子力災害事前対策

- ① 計画の作成等に当たっての指針
原災法第6条の2第1項の規定に基づく、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」による
- ② 災害の想定
福島原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、複合的であると想定
- ③ UPZ(緊急時防護措置を準備する区域)等の設定
島根原子力発電所は施設から概ね30km
→ 境港市の全域、米子市の一部(米子市地域防災計画に定める区域)
人形峠環境技術センターは原子力災害対策を重点的に実施する区域を設定しないが、事故が発生した場合は、500mを基準として防災対策を発動
→ 三朝町の一部
- ④ 防護措置
原子炉施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施
ア 緊急事態区分(EAL)の設定
発災時の原子力施設の状態に応じて警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態を設定し、住民防護措置、モニタリング等実施すべき措置を規定(事故発生時の対策をあらかじめ整備し、役割を共有し、予防的防護措置を実施する)
※原子炉の運転等のための施設(人形峠環境技術センター)に係るEALを設定
イ 運用上の介入レベル(OIL)の設定
放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果に基づきOILと照らし合わせ、必要な防護措置(避難、飲食物摂取制限等)を実施。

必要な防護措置の判断基準

放射性物質の放出状況	原子力発電所の状況	区分	対応
放出なし	異常事象の発生、またはそのおそれがある時	警戒事態 (EAL1)	特別な対応は必要ありませんが、県・市からの情報に注意してください。
	放射線による影響が起きる可能性がある時	施設敷地緊急事態 (EAL2)	屋内退避等の準備をお願いします。
	放射線による影響が起きる可能性が高い時	全面緊急事態 (EAL3)	屋内退避等を実施してください。
放出あり	空間放射線量率の測定結果	対応	
	0.5マイクロシーベルト/時間 (OIL6に係る判断基準)		飲食物を検査する区域を決定します。検査結果に基づき摂取制限を行いますので、指示に従ってください。
	20マイクロシーベルト/時間 (OIL2)		1週間程度内に一時移転(避難)を実施してください。
	500マイクロシーベルト/時間 (OIL1)		数時間内に避難や屋内退避等を実施してください。

※放射性物質の放出がなくても、状況によっては避難指示等を発出する場合があります

- ① 立入検査、現地確認等の実施
必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査等を実施
→ 島根原子力発電所については、安全協定に基づき現地確認を実施
- ② 関係機関との連携
関係機関等との間で協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう平時から準備を実施
- ③ 通信手段の整備等
オフサイトセンター、国、立地県、周辺市町、原子力事業者等との情報連絡体制等を確保
- ④ 実動機関現地合同調整所の整備
琴浦大山警察署に実動機関現地合同調整所を整備し、実動機関の円滑な調整及び情報共有を図る
- ⑤ 必要な体制の整備
災害対策本部体制、原子力災害合同対策協議会への職員派遣、長期化に備えた動員体制の整備、原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制の整備、国の総括の下での緊急時モニタリングセンターの立ち上げへの協力、原子力環境センターの整備、広域的な応援協力体制の拡充・強化、複合災害に備えた資機材及びコンクリート屋内退避施設の整備など
- ⑥ 避難受入活動体制の整備
関係周辺市町等に対し、避難計画の作成、避難所等の整備について、支援、助言するとともに、要配慮者等の避難誘導・移送体制、病院等医療機関・社会福祉施設等に対する放射線防護対策を整備、放射線防護対策施設への放射線測定器の設置、避難退域時検査会場の整備
- ⑦ 飲食物の出荷制限・摂取制限
国及び関係機関と協議し、体制をあらかじめ整備
- ⑧ 原子力災害医療活動体制等の整備
原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関の指定又は登録等による原子力災害医療体制の構築、高度被ばく医療支援センター等と協力した原子力災害医療関係者の人材育成、救助・救急活動用資機材、安定ヨウ素剤の予防服用体制(緊急時の配布、事前配布の検討)
- ⑨ 避難退域時検査体制の整備
避難退域時検査会場周辺の図面等の作成、検査用資機材の標準化及び資機材の円滑な輸送展開方法の検討
- ⑩ 情報伝達体制の整備
国や周辺市町と連携し、事故発生後の経過に応じて住民等に提供する情報について、災害対応のフェーズ等に応じ、あらかじめ整理(障がい者・外国人、避難途中の住民等)
- ⑪ 防災訓練の実施
国、原子力事業者、市町村、自衛隊等と連携した訓練計画を策定し、訓練を定期的実施

3. 緊急事態応急対策

- ① 現地確認等の実施
施設敷地緊急事態等が発生した場合は、法令に基づき立入検査等を実施
→ 島根原子力発電所については、必要に応じ安全協定に基づく現地確認等を実施
- ② 県の危機管理体制
緊急事態の区分に応じて、あらかじめ定めた災害警戒本部体制又は災害対策本部体制に早期に移行、災害対策本部内に情報管理官を配置し、情報業務を所掌する
- ③ 原子力災害合同対策協議会
オフサイトセンターに要員を派遣し、関係機関等と必要な調整を実施
- ④ 原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応
・OILに基づくUPZ等の屋内退避又は避難指示の連絡等、必要な緊急事態応急対策の実施
・屋内退避中に自然災害による緊急の避難等が必要になった場合は、市町が独自の判断で避難指示を発令
・避難に要するバス及び福祉タクシーについては、中国地方5県のバス協会及びタクシー協会との協定に基づき、要請し確保する
・国の指示に基づき、安定ヨウ素剤の配付及び服用を指示
・避難誘導、避難場所での生活に関し、要配慮者等が健康状態を悪化させないこと等に十分配慮
- ⑤ 緊急輸送活動
自家用車、バス等準備車両による避難を中心とするが、補完手段として鉄道、船舶、航空機、ヘリコプター等を確保し、輸送手段の複層化を図る。
- ⑥ 緊急時医療活動
救助・救急活動が円滑に行われるための資機材の確保及びホールボディカウンタの活用を行うとともに、医療救護対策本部を設置の上、対応する。
- ⑦ 情報伝達活動
住民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行うとともに、住民等からの問い合わせに対応

- ① 放射性物質による環境汚染への対処等
国、市町、原子力事業者その他の関係機関と連携し、環境の除染等の必要な措置を実施するとともに国の総括の下、継続的に環境放射線モニタリングを実施し、その結果を速やかに公表
- ② 被災者への支援等
国や市町村と連携し、被災者の生活再建等の支援、健康調査を行うための体制を整備
- ③ 風評被害による影響の軽減
国や市町村と連携し、農林漁業、地場産品等の安全性評価や広報活動を実施
- ④ 被災中小企業等に対する支援
国や市町村と連携し、きめ細かな支援を実施

—PDCAによる計画の深化と実効性の向上—

計画については、訓練や島根地域原子力防災協議会等を通じて国や電力事業者等とも連携しながら引き続き実効性を向上していく。
また、次の事項については、国の原子力災害対策指針において、今後、検討を行うべき課題とされており、国の検討結果が示され次第、対応を行う。

- ①IAEAの基準等を踏まえたOILの設定のあり方
- ②緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方
- ③中期モニタリング及び復旧期モニタリングのあり方
- ④透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定
など

※赤字下線が今回の追記箇所。

